

第9回大月市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和6年9月25日(水) 午後13時50分～午後14時30分
- 2 開催場所 大月市民会館4階会議室
- 3 出席委員
1番 西村 恒男 2番 矢頭 恵造 3番 藤本 賢治 4番 原 泉
5番 山田 政文 6番 平山 正幸 7番 斧田 孝久 8番 小俣 好三
9番 小宮 広督 10番 久嶋 昇 11番 安藤 睦美 12番 小俣 英二
13番 三枝 正幹 14番 庄司 有紀

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案第24号 農地法3条第1項の規定による許可申請に対し許可を求める件

議案第25号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更に対し許可を求める件

日程第3 報告第8号 転用確認証明交付に関する報告

日程第4 その他

5 農業委員会事務局職員

事務局長 金畑 忠彦 主幹 岸野 力也 会計年度職員 岡部 啓三

6 会議の概要

事務局 定刻前ですが皆さんお揃いですので、始めたいと思います。互礼を行いたいと思います。ご起立ください。相互に礼。ご着席ください。

只今より、令和6年第9回農業委員会総会を開催いたします。

会長あいさつ、西村会長よろしく申し上げます。

会長 お忙しい処、お集まり頂きましてありがとうございます。

今日は、午前中はカボチャの収穫をしていました。

カボチャの収穫と言うより、畑の草刈りをしていたのですが、カボチャは猿が大好きで一番先に狙われるのですね、だから近所の人に聞いたら草ぼうぼうにしておく猿に見つからないと言うのですよ、それでス

イカもそうでしたけれど、草ぼうぼうにしておいて、それで今日草を刈ってみたらもう無いかなあと思ったのですが、17個大小カボチャがありました。

それで2個が半分喰われて腐っていました。

それで、そのカボチャが美味しいかどうかは別として、1個スイカも残っていました。

そのスイカはソフトボールとバレーボールの中間位の大きさで、早速半分に割ってみたら、まだ外側は白かったのですが種が黒くて甘かったので、あと2・3日したらまた残暑が戻ってくと言うので、その時食べようかなと思っているのです。

自分の畑が草ぼうぼうで、利用状況調査をしたらどうかと思ったので、少し手入れをしてみました。

後は耕運機を駆けて秋の野菜の種を撒こうかと思っているのですが、ホウレン草とか。

とにかく、猿が悪戯をしてくれて、何をやっても駄目ですね、ゴーヤは猿が食べません。

ゴーヤだけは本当に無傷でしたね。

後はカボスだかスダチだかよく分かりませんが、それがいっぱいになっていて、それも猿が手を付けませんでした。

後はトウガラシも大丈夫みたいです。

トウガラシは葉っぱとかは鹿が喰っちゃいますので、鹿には駄目ですね。

猿との戦いはずいぶん長いものですから、色々試行錯誤してあれが良いこれが良いとやっているのですが、中々勝てそうにありません。

今日も案件が何件か有りますが、どうぞよろしくお願いします。

事務局

続きまして、開会宣告。会長お願いします。

会長

本日は全員出席です。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を超えておりますので、本日の会議の成立を宣言致します。

事務局

続きまして、議長選出。大月市農業委員会会議規則第3条に基づき議長を会長にお願い致します。

議 長 規則に従い議長を務めさせていただきます。着席のまま議事を進めさせていただきます。なお、会議中の発言は全て挙手のうえ、指名を受けてから起立にて発言をお願い致します。

議事の円滑な進行にご協力をお願い致します。

日程第1 議事録署名委員の指名

議 長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

4番、原 泉委員、5番、山田 政文委員を指名致します。

日程第2 議案第24号

議 長 日程第2、議事に入ります。

議案第24号、農地法第3条の規定による許可申請に対し許可を求める件を上程します。

申請番号1について、事務局に説明を求めます。

事 務 局 議案第24号、農地法第3条の規定による許可申請について説明致します。

申請番号1、議案書の1ページ、3ページの地図と4ページの写真をご覧下さい。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇番〇、地目は田で面積は〇〇㎡です。

場所は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の北側になります。

譲渡人は〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇です。

申請理由は、譲渡人は亡父から平成〇〇年に相続を受けましたが、2年程前に体調を崩し現在も療養中であり、土地の管理が難しい事から、地元の譲受人へ売却する予定です。

また、譲受人は申請地周辺の農地を所有し、栗畑等耕作をしております。

今回の申請地は大豆の栽培を行う予定です。

また、申請地は譲受人の地元であるため、周辺地域との関係については問題有りません。

以上ですけど、ご審議をよろしく申し上げます。

議 長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

地区担当委員の藤本賢治委員をお願いします。

藤本委員 18日の日に、会長さん事務局と現地を見て来ました。

現地の位置は〇〇〇〇〇から東側に〇〇m位の所です。

本件の譲渡人なのですが、〇〇さんは私も存じている方でまだ〇〇代と若いのですが、今、事務局の方から説明が有りましたように、〇年程前に病気を患い現在も療養中で耕作は出来ない状況です。

そんな事も有って、今回の譲渡となったと思われます。

また、譲受人の〇〇さんは先月も案件が有りましたが、既に当該場所、ページ3ページを見て頂ければ分かるのですが、斜線が引いて有る黒塗りが今回の位置なのですが、これの右側と〇〇番の左側に駐車場が有るのですが、左側にも道路が有るのですが、この道路の間と先月有ったのですが、奥の方に〇〇さんと言うのが左側に有りまして、その右側それが先月有った案件なのですが、この一区画、道路の間と一番下側には県道が走っているのですが、この一区画に住宅が〇軒ほど有るのですが、それを除いた農地全てが〇〇さんの所有地と言う事で栗の木が植えられています。

私からは以上ですが、ご審議よろしく申し上げます。

議長 事務局と担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑のある方は挙手願います。

原委員。

原委員 この処、ずうーと定期総会で話が出て来るのが、〇〇〇〇〇さんの所にかなり土地が色々集まっているような状況のようなのですが、別に悪口を言う訳でも何でもなくて、ただ一寸集まり過ぎの様な気がするのですが、その辺が事務局の方で何か意見が有れば伺いたいと思っているのですよ、法的に何も問題が無ければ、別にそれでいいのですが、少し土地の集まり過ぎの様な気がして、何かあるのかなと言うおかしな考えを持ち始めると限が無くなるので、一寸そんな事を感じます。

事務局 特に事務局としては、特に問題は無いのですが、ただ聞いた話なのですが、やはり〇〇〇〇〇さんを買って頂きたいと言う方がかなり行くような状況で有ります。

議長 他に質疑有りますか。

質疑が無いようですから、採決致します。

で見るに見かねて、お父さんの〇〇〇〇さんが自分の畑の草刈りと一緒に草を刈ってやって、作付けは何もしていないのですが、そんな経緯で今回売買の方向で、〇〇さんはまだ〇〇歳なので売却の方法も何も分からないで、親戚の伯父さんという方が〇〇の「〇〇〇〇〇」の〇〇さん元〇〇〇〇の方、あの方が親戚にあたる方で、その方の中に入って頂いて、〇〇さんの方に隣接なので買って頂けませんかと言う話が今年の5月に有りまして、それがトントン拍子に行って、双方の意見が合致したと言うか、〇〇さんも〇〇歳で年なので自分の名義にするのもあれなので、求めたら長男〇〇さんの方に名義変更して登記すると言う話も私聞いております。

周りに人家が有りますけど、直接人家にあたるような場所ではなく。右側の方は大きな沢にあたる崖っ淵なので何の問題も無いかと思っております。ご審議よろしく申し上げます。

議 長

事務局と担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑のある方は挙手願います。

質疑が無いようですから、採決致します。

賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、許可と決定致します。

議 長

続きまして、申請番号3について事務局に説明を求めます。

事 務 局

申請番号3、議案書の2ページ、7ページの地図と8・9ページの写真を併せてご覧下さい。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇、地目は田で面積は〇〇㎡です。

次に、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇外〇筆、地目は畑で併せて〇〇㎡になります。

合計面積は〇〇〇㎡です。

場所は、〇〇〇〇から〇〇m先左側になります。

譲渡人は、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇です。

申請理由は、譲受人はこれまで〇年間、借地で耕作をして来た当該地を、農地法第3条の下限面積の撤廃に伴い、今回、売買により取得するも

のであります。

また、本申請地は譲受人の住む家の隣接地です。

以上ですけど、ご審議をよろしく申し上げます。

議長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
地区担当委員の原 泉委員をお願いします。

原 委員 18日水曜日9時から現地で調査が有りました。誠に申し訳ありません。
私は当日参加できませんで、前日の17日の日にこの○筆の土地の確認をさせて頂きました。

譲渡人の○○○○は○○歳○○○の○○です。

地元でもかなりの土地持ちで、将来の事も考え処分できるものはそう
したいと言う思いによるものだと、ただ先祖代々守って来た物を自分が
処理する事は一寸後ろめたいと、一寸熟知した処が有る、そんな話をして
おられました。

譲受人の方の○○○○さん、○○○○の○○で○○が○○の○○だと言
う事のように。

奥さんは、○○○の○○の○○○○をされているそうです。

奥さんは、農業に熱心で一応この書類だと農作業の常時従事者は妻の
○○○○になっております。

奥さんの方は、○○の方から新しい米の種を貰ったりして、常に何か新
しい色んなお米を作っていると言う事です。

住まいは○○○の○○番地、この家は、今は○○○に住む○○○○さ
んの元家だそうです。

○○さんが○年前にこの家に入る前、ここを借りていた方が広い土地
を借りられる○○に引っ越すに当たり、○○に住んでいた○○さん夫婦
に紹介して○○さんがこの家に借りて入るとい、それ以来、家の周りの
田畑を作り米・野菜を作ってきた。

借りている田畑は、○○○○氏所有で○○○㎡です。

○○さんが○○のこの家に来た○年前に2人の娘さんが居る関係で、
地区の育成会の会長、常会長共歴任しており周辺農地の地主さん、地元
の方ともかなり顔見知りになって、良好な関係を保っているようです。

これと言った問題は無いと考えますので、ご審議よろしくお願ひします。

議 長 事務局と担当委員の説明が終わりました。
ただいまの説明について質疑のある方は挙手願ひします。
質疑が無いようですから、採決致します。
賛成の方は挙手をお願ひ致します。

原 委員 一寸いいですか。
一寸追加で、〇〇さんが購入する物は田圃・畑の〇筆とそれから住まいを借りている土地・家も含めて〇〇万で話がついていると言う事なので、これは一寸ここだけの話と言う事で聞いて下さい。
以上です

議 長 他に質疑が無いようですので。
はい、山田委員。

山田委員 図面で言うと〇〇〇〇さんと言う所を〇〇さんが買うと言う所ですね。
原 委員 8 ページの左の写真の右側に見えるこの家を買うと言う事です。
議 長 他に質疑が有る方、外に質疑が無いようですから採決致します。
賛成の方は挙手をお願ひします。
全員賛成ですので、許可と決定致します。

議 長 続きまして、申請番号 4 について事務局に説明を求めます。
事 務 局 申請番号 4、議案書の 2 ページ、10 ページの地図と 11 ページの写真を併せてご覧下さい。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番外〇筆、地目は畑で面積は併せて〇〇〇m²です。

場所は、〇〇〇〇の北側になります。

譲渡人は〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇です。

申請理由は、譲渡人は相続により本件申請地を含む土地建物を取得しましたが、県外に住んでおり管理が困難になって来たため、本件申請地の近所に住む譲受人へ当該相続した土地建物一式を売却する事となりました。

また、譲受人は本件土地周辺で野菜を耕作しており、今回新たに取得す

る農地は鳥獣被害が見込まれるため、梅の栽培を計画しております。

以上ですけど、ご審議をよろしく申し上げます。

議長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
地区担当委員の庄司有紀委員をお願いします。

庄司委員 9月の18日に、会長さんと事務局の方が行かれた日は、私は都合が悪くて行かれませんでしたので、9月16日の日に現地を見て参りました。

この写真を見て頂くと分るように、草は生えているのですが、去年私が農地パトロールした時には草刈りがされていて不作付けと言う事になっていたのですが、たぶん一年草で草を刈れば直ぐに使える土地なのかなと言う気がします。

譲受人の方の近所のおばさんにお話を聞けたのですが、譲受人の方は若くまだ〇〇代と言う事で、田舎が良い都会には行きたくないと言っているそうなので頑張ってやってくれるのではないかと思います。

以上です。

議長 事務局と担当委員の説明が終わりました。
ただいまの説明について質疑のある方は挙手願います。
山田委員。

山田委員 これは〇〇〇〇の直ぐ上ですか。

庄司委員 〇〇が有って、〇〇が有ってその上です。

山田委員 軽トラくらい入れる道が有る？

事務局 道が狭いので、軽トラくらいでしたら入れる道があります。

議長 他に質疑のある方はいらっしゃいますか。

質疑が無いようですから、採決致します。

賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、許可と決定致します。

議案第25号

議長 続きまして、議案第25号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更に対し許可を求める件を上程します。

申請番号1について、事務局に説明を求めます。

事務局 議案25号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更について説明

今回は地元住民対策として、造成地盤の高さを現場地盤と同じにする。

地図で言いますと、斜線になっている部分は低くなってしまっていて、全体が掘り鉢状のようになってしまっていて、斜線の部分が掘り鉢の底のような形になっております。

それを上げて行くとまた近隣に色々と問題が出ますので現状のままと同じにすると言う事と、粉塵防止とか雨水の計画地内の流出を防ぐために舗装してしまいますと雨水等が流れ出てしまいますので碎石を敷くと言う事です。

もう一点は、車の排気対策として、周りが当該地の北側と道側には表札が建っているのです、駐車は前向き駐車を徹底すると言うような対策を取るそうです。

以上ですが、審議をお願いします。

議 長

事務局と担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑のある方は挙手願います。

はい、原委員。

原 委員

経緯の中で、地元より前面道路への汚水排水施設について、これが反対されたために計画の遂行が出来なかったと、汚水排水設備要するに浄化槽からの排水を認めなかったと地元の人は、それがクレームになったと、今、藤本さんの話だと埋まっているパイプは雨水用のパイプと言うような話でしたが。

藤本委員

今、原委員の方から質問があったように、〇〇〇〇〇〇とか若い人は言いますが、これ造成した後に雨水が密集して困ると言う事が有りまして、地元住民が市に依頼してこの市道に雨水のための配水管、普通は土の中に管で通るのですけども、雨水の配水管ですので途中に柵を作ってグレーチングをして有りますので、汚水を流すことは出来ないような状態になっているのですけども、そこに接続しようとしたと言うような経過です。

原 委員

ゆくゆくこの場合は家が建つのではないのでしょうか。

そうすれば当然浄化槽の排水と言う問題が、繋ぎの何処へ繋ぐかと言う問題が出てきますよね。

とりあえず、今出ているパイプは雨水専用だから、浄化槽からの排水は駄目だという事のようにですけど。

議長 他に質疑有る方ございますか。

はい、山田委員。

山田委員 一度転用で住宅が建てられなかった。

気になるのは、農業委員会としてそこまでチェックしてない訳です。

排水がどうなるのか、だけど許可受けた方は、農業委員会から許可をもらっているのですよと言う事を言うと思うのですよ。

そうした場合、農業委員会が許可したからこんな面倒臭い事になっていると地元の住民は思うのですよ。

だから許可する時にある程度高低差などチェックして、出来るかどうかなのですけど、一回許可したのは良いのだけれど、住民の反対に有って駐車場だったらいいよと今回結論になったのだけれど、そういう高低差など今までチェックしていないし、周辺農地に影響なければ許可するという事でやって来ているのだけれども、こういうのを見ると安易な許可と言うのが農業委員会としてどうなのかなと言う一寸心配が今ふっと湧いて来たのですけど、その辺どうなのですかね、許可に際してそういうレベルまである程度確認する。

周辺の状況はどうですかと言うような事を申請の段階で聞くとかね、その辺の事は必要なのかもしれないなと今思ったのですけど、如何でしょうか。

事務局 今、山田委員さんがおっしゃったとおり、許可前に農業委員会でもある程度把握しておかないと、このような事になりかねないので今後はこのような事が無いように農業委員会としても出来る限り把握したいと思えます。

平山委員 今の件ですけど、これたまたま私が居た頃の案件で有りまして、一応申請が有る時点では宅地の分譲とかの排水をどこに取るかと言うそういう図面迄つけさせて審議をして、それで県の方からも許可を得たので、前回の総会について審議が足りないとかチェック漏れだとか、そういう事は無かったと断言できます。

ただし、この「〇〇〇〇〇〇〇〇」は実際宅造の計画が有って、何年もそのままにしておくと言う事は、やっぱりその後には多少問題が有ったと言う事なので、一度その許可を与えても中々許可書を取りに来ないとか、完成の許可申請の証明ですか、中々無いような台帳に付箋が貼ってある物はある程度年数が来たら、農業委員と一緒にチェックする必要があるのかなというふうに思います。

それで事業が進んでないようでしたら、それを計画変更なり許可の取り消しと言うような申請をしてもらうとか、そういう検討も必要かなと言うように思います。

議長
平山委員

これは稀なケースなのですよね。
計画変更と言うのは有りますよ。

計画変更自体は、当初の計画から変わったりすると言うのは、例えば私が知っている例ですと山田委員さんの土地の近くで太陽光の設置の事業が有ったのですが、それも土地の変更が出て来ました。

進入路の関係が問題だと、そういう事で計画変更が出て来ました。

計画変更自体は、申請すれば出来る事なので、それは構わないのですが、やっぱり計画を変更する場合はそれなりの経緯と言うかそれはどうなのだと、ここは排水が取れない理由で、ただ〇〇の〇〇〇〇と言う所は下水道とか接続しないで良いのですか。

藤本委員

〇〇〇〇には下水の装置が有るのです。
自治会で管理している物が有ります。

平山委員

今回これは

藤本委員

別です。あくまでこれは雨水だけです。
ここも別の所に施設が有ります。
この反対側になりますけど。

ただ、ここは〇〇〇〇のその後の個人的に多分造成した所なので、そういう事は関係ないです。

平山委員

あげて来る書類は良かったのですが、業者自体も多少問題が有ったと言うふうに関係しますね。

藤本委員

そうしますと建物の詳細な図面、申請が有った場合にはある程度そう

いう図面も把握して取り寄せると言う事も必要になると思います。

そうしないとこの件は以前の話になりますけど、今後今言われた形でチェックすると言う事になりますと、今ある物だけではチェック出来ないと思いますので、その辺も考慮して頂きたいと思います。

議長 他に質疑のある方ございますか。
質疑が無いようですから、採決致します。
賛成の方は挙手をお願い致します。
全員賛成ですので、承認と決定致します。

日程第3 報告事項

議長 日程第3 報告事項を議題と致します。

報告第8号について、事務局に報告を求めます。

事務局 報告事項、報告第8号、転用確認証明書の発行の報告です。

議案書の15ページをご覧ください。

申請番号1、場所は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇、申請者は〇〇〇〇、
令和〇年〇月〇〇日の許可で個人住宅です。

個人住宅を確認し、転用証明書を発行しました。

申請番号2、場所は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇、申請者は〇〇〇〇、
令和〇年〇〇月〇〇日の許可で進入路です。

進入路を確認し、転用証明書を発行しました。

以上、報告致します。

議長 この件について何かございますか。

無いようですので、承認頂いたものと致します。

日程第4 その他

日程第4、その他を議題と致します。

委員の皆様から何かございますか。

無いようですから、事務局からございますか。

無いようですから、本日の日程は全て終了致しました。

議事進行にご協力ありがとうございました。

職務代理に閉会をお願い致します。

職務代理 慎重審議ご苦労さまでした。

これを持ちまして、令和6年第9回大月市農業委員会総会を閉会致します。

以上は、この会議の概要を記録したものである。

令和6年9月25日

議事録署名委員と共に署名する。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員

令和6年
第9回大月市農業委員会議事録

大月市農業委員会